七一　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二三　三

七二　日本赤十字社が募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件　三〇　五

七三　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までの輸入数量を告示する件　三〇　五

七四　平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　三〇　六

七五　平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　三〇　六

七六　平成二十九年度の初日から平成三十年二月二十八日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　三〇　六

七七　外国為替令第二十五条第二項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件の一部を改正する件　三〇70　三四五

七八　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第三十三条第五項及び第三十七条第七項の規定に基づき財務大臣の指定する両替業者及び外国為替取引業者を指定する件の一部を改正する件　三〇70　三四六

七九　健康保険印紙の形式の一部を改正する件　三〇70　三四七

八〇　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　三〇70　三四八

八一　特別受益国等及び特別特恵受益国並びに特恵関税の便益を与えない物品等を指定する件　三〇70　三五三

八二　輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件　三〇70　三五五

八三　大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする炭素鋼製突合せ溶接式継手について関税定率法第八条第一項及び第二項の規定により不当廉売関税を課することが決定した件　三〇特6　一九一

八四　輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件　三〇特6　一九三

八五　平成三十年度分の予算について、財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件　三〇特6　一九四

八六　登録免許税法別表第三の十九の二の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人等を指定する件の一部を改正する件　三一特7　八六〇

八七　消費税法施行令第十四条の二第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、財務大臣が指定する資産の譲渡等を定める件の一部を改正する件　三一特7　八六〇

八八　租税特別措置法第十条の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件を廃止する件　三一特7　八六〇

八九　租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件　三一特7　八六〇

九〇　輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件　三一特7　八六〇

九一　輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十年度における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件　三一特7　八六〇

九二　生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成三十年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を定める件　三一特7　八六〇

九三　生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成三十年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成三十年度における輸入数量を定める件　三一特7　八六〇

一　**財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省**

特定事業者又は特定連鎖化事業者のうち専ら事務所その他これに類する用途に供する工事等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件の一部を改正する件　三〇70　三五六

一　**財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省**

特定事業者のうち製造業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針を定めた件の一部を改正する件　三〇70　三五七

一　**財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省**

特定事業者責任比率の一部を改正する件　三〇70　三六一

二　再商品化義務総量の一部を改正する件　三〇70　三六一

三　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件　三〇70　三六二

四　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件　三〇70　三六二

五　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件　三〇70　三六五